

2 月上旬号
2014 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

2 月 2 日(周日)市政府大楼及各行政服务中心的证明书自动交付机停止使用

2月2日(日)は市役所本庁舎及び、リージョンセンターの証明書自動交付機は使用できません

请尽快办理税的申告手续

【市市民税の申告】

毎年 2 月中旬～3 月中旬の市・府民申告期間，本市在市内 7 个市民中心设立为申告点，将为大家办理申告手续。

場所	時間
四条市民中心	2 月 10 日(周一)、21 日(周五) 3 月 12 日(周三)
近江堂市民中心	2 月 12 日(周三) 3 月 5 日(周三)
布施駅前市民中心	2 月 13 日(周四)、27 日(周四)、 28 日(周五)、3 月 11 日(周二)
若江岩田 駅前市民中心	2 月 14 日(周五) 3 月 4 日(周二)
楠根市民中心	2 月 18 日(周二)
日下市民中心	2 月 19 日(周三)
中鸿池市民中心	2 月 25 日(周二)

☆每个场所办理时间均为 9:30～16:30

◇询问处:市民税課

TEL 06-4309-3135 / FAX 06-4309-3809

【市市民税の申告】

请务必利用东大阪税务局所设的受理点进行相谈・申告。

場所	時間
JA グリーン大阪 总店(荒本北 1)	△2 月 17 日(周一)～28 日(周五) (除去 26 日(周三)及周六・日) △9:30～11:30 13:00～15:30

◇询问处:東大阪税務署 TEL 06-6724-0001

税の申告は早めに手続きを

【市・府民税の申告】

市では、毎年、市・府民税の申告時期(2 月中旬～3 月中旬)に市内 7 か所の市民プラザで出張受付を行っています。

ところ	とき
やまなみプラザ(四条)	2 月 10 日(月)、21 日(金)、 3 月 12 日(水)
はすの広場(近江堂)	2 月 12 日(水)、3 月 5 日(水)
ゆめひろば ふせえきまえ 夢広場(布施駅前)	2 月 13 日(木)、27 日(木)、 28 日(金)、3 月 11 日(火)
くすのきプラザ わかえいわたえきまえ (若江岩田駅前)	2 月 14 日(金)、3 月 4 日(火)
ももの広場(楠根)	2 月 18 日(火)
ゆうゆうプラザ(日下)	2 月 19 日(水)
グリーンパル(中鴻池)	2 月 25 日(火)

☆いずれも午前9時30分～午後4時30分

◇問合先：市民税課

【所得税の申告】

東大阪税務署では、出張相談会場を設けて申告相談・受付を行います。ぜひ、ご利用ください。

ところ	とき
JA グリーン大阪 本店(荒本北 1)	△2 月 17 日(月)～28 日(金) (26 日(水)、土・日除く) △午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分

◇問合先：東大阪税務署



<p>募集市営住宅入居者</p> <p>満足条件者都可提出申请。申请后,将会对现在的居住情况及家庭状况进行实况调查。申请资格等详细内容请咨询。</p> <p>◇募集住宅: 北蛇草住宅=9戸(改良) 荒本住宅=4戸(公営)、8戸(改良)</p> <p>◇领取申请表: 从2月19日(周三)开始可在住宅改良室、市政信息处、行政服务中心、人权文化中心领取。</p> <p>◇申请方法: 请把申请表与所需资料用规定的信封在3月3日(周一)(邮戳有效)之前寄出。</p> <p>※不可重复申请。</p>	<p>しえいじゆうたく にゆうきよしゃ ぼしゆう 市営住宅の入居者を募集します</p> <p>ようけん をすべて満たす方のみ申し込みできます。後日、現在の住居や世帯の状況を審査し、実態調査を行って決定します。申込資格など詳しくはお問合せ下さい。</p> <p>◇募集住宅: 北蛇草住宅=9戸(改良) 荒本住宅=4戸(公営)、8戸(改良)</p> <p>◇応募用紙: 住宅改良室、市政情報コーナー、行政サービスセンター、人权文化センターで2月19日(水)から配布。</p> <p>◇応募方法: 応募用紙に必要な書類を添えて所定の封筒で3月3日(月)(消印有効)までに郵送。</p> <p>※重複申込はできません。</p>
<p>询问处: 住宅改良室 TEL 06-4309-3233 / FAX 06-4309-3834</p>	<p>もうしこみ・問い合わせ先 住宅改良室</p>
<p>为女性的法律・劳动相談</p> <p>◇日期: △法律=2月5日(周三)、3月5日(周三) 13:00~16:00 毎日6人(每人30分钟) △劳动=2月8日(周六)、3月8日(周六) 13:30~16:20 毎日3人(每人50分钟。可电话相談)</p> <p>※每次相談都是按申请的先后顺序</p> <p>◇场所: 男女共同参画中心(イコーラム)</p> <p>◇申请: 周二~周日的10:00~17:00 电话预约申请。 (法律相談2周前开始、劳动相談随时受理。)</p> <p>※1岁6个月~就学前的幼儿可托放。(需预约・收费)</p> <p>※不能使用日语的人请在周二~周五的10:00~17:00与国際情報广场联系。</p>	<p>じよせい ほうりつ ろうどうそつだん 女性のための法律・労働相談</p> <p>◇日時: △法律=2月5日(水)、3月5日(水) 午後1時~4時 各6人(1人30分) △労働=2月8日(土)、3月8日(土) 午後1時30分~4時20分 各3人(1人50分。電話相談可)</p> <p>※いずれも申込先着順</p> <p>◇場所: イコーラム(男女共同参画センター)</p> <p>◇申込: 火~日の午前10時~午後5時に電話で申込み。 (法律相談は2週間前から、労働相談は随時受付。)</p> <p>※1才6ヶ月~就学前幼児の保育あり。(予約要・有料)</p> <p>※日本語ができない方は火~金の午前10時~午後5時に国際情報プラザへご連絡ください。</p>
<p>申請・询问处: 男女共同参画中心(イコーラム) TEL 072-960-9205 / FAX 072-960-9208</p>	<p>もうしこみ 問い合わせ先: イコーラム(男女共同参画センター)</p>
<p>儿童津贴</p>	<p>じどうであて 児童手当</p>
<p>2013年10月~2014年1月の児童津贴费将在2月14日(周五)汇入银行帐号。但是,没有递交现状调查表的人将不能得到支付,请尽早寄来调查表或是向国民年金课、行政服务中心递交。</p>	<p>2月期(10月~1月分)の児童手当は2月14日(金)が振込日です。ただし、現況届をまだ提出していない方は、手当の支給が出来ませんので、早急に郵送するか、国民年金課または行政サービスセンターに提出してください。</p>
<p>询问处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>問い合わせ先: 国民年金課</p>
<p>实施从儿童津贴费里直接扣除保育所(园)的保育费</p>	<p>ほいくしよ えん ほいくりょう じどうであて とくべつちやうしゆう じっし 保育所(園)の保育料 児童手当からの特別徴取を実施</p>
<p>市政府为了确保财政收入以及对利用者的公平性,作为收缴保育费的一项措施,对拖欠保育费者列为对象,2月份开始实施从定期支付儿童津贴费里扣除特别征收费。</p> <p>另外,开始实施特别征收费时,2月上旬会发出从儿童津贴(特例支付)内扣除保育费的特别征收通知书。</p>	<p>市の歳入確保と利用者の公平性を確保するため、保育料の収納にたいして、滞りや滞りとして保育料の滞納が続く方を対象に、児童手当からの特別徴取を2月の定期支払いから実施します。</p> <p>なお、特別徴取を実施する場合は2月上旬に児童手当(特例給付)に係る保育料特別徴取通知書を送付します。</p>
<p>询问处: 有关保育费=保育課 TEL 06-4309-3195 / FAX 06-4309-3817 有关儿童津贴=国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>問い合わせ先: 保育料について=保育課 児童手当について=国民年金課</p>

